

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.4

ギリシャ、中国ショックに揺れる 他

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

少しずつ見えてきたコンダクトリスクに対する当局の対処方針(有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

今月の規制動向を眺めると、規制当局がコンダクトリスク(ミスコンダクト)を非常に警戒していること、そして、コンダクトリスクを抑制するための規制・監督上の枠組みがどのような方向に向かおうとしているかを窺い知ることができます。当局はマイクロプルデンシャルの観点だけではなく、マクロプルデンシャルの観点からもコンダクトリスクを問題視しており、それゆえに、様々な対策が必要であると認識しているようです。当局のコンダクトリスク対策は5つほどの柱から成るといえるでしょう。以下では、それぞれの柱の考え方を、今月確認された規制改革も交えて、整理してみたいと思います。

第一は、金融機関のガバナンス強化を通じた取り組みです。ミスコンダクトが頻発しているのは、金融機関内部のガバナンスが十分に機能していないから、というのが当局の認識です。ガバナンス強化の具体策としては、英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)等が今月最終化した規則にみられるように、①経営陣を含む幅広い従業員の責任を明確化し、責任に反する行為をとった個人にはその責任をとらせること、②過剰なリスクテイクをとらせないようにするために報酬制度を改革することが考えられます。

第二は、資本規制を通じてミスコンダクトを抑制するものです。換言すれば、第一の柱(Pillar 1)においてコンダクトリスクに伴う予想外の損失に関して資本賦課を求めるものです。今月の規制改革で言えば、欧州銀行監督機構(European Banking Authority)がAMA(Advanced Measurement Approach)におけるオペリスク・イベントのなかにミスコンダクトを明示的に定義付ける方針を示しています。また、欧州システミックリスク理事会(European Systemic Risk Board)が今月公表した報告書では、ミスコンダクトに伴う予想損失に関して、適切な引当金を求めるという考え方も示されています。

第三は、第二の柱(Pillar 2)を通じた対策です。既に英国中央銀行や欧州銀行監督機構はストレステストにおいてコンダクトリスクを明示的に取り入れる方針を示していましたが、今月は、前述の欧州システミックリスク理事会が、マクロプルデンシャルの観点から、コンダクトリスクをストレステストで評価すること、更には、監督レビュー評価プロセスにおいて、銀行の

ガバナンス、リスクカルチャーを評価し、潜在的なコンダクトリスクをカバーするための追加資本を銀行に求めることが重要であると述べています。

四つ目の柱は当局の権限強化や体制整備を進めるものです。例えば、今月公表された証券監督者国際機構の報告書では、証券当局に刑事訴追権限を付与する等、当局のエンフォースメント権限や不正行為を探知する能力を強化すること、また、当局間の協力体制を整備することが提唱されています。

最後に、市場インフラ整備を進め、ミスコンダクトの探知・追及を一層強化するものです。前述の欧州銀行監督機構の報告書では、Legal Entity Identifier (LEI)を一層活用する余地があるとされています。LEIとは、金融取引を行う当事者を識別するための国際的な識別情報で、LEI 指定機関によって指定されるものですが、これをデリバティブ取引に限らず幅広い取引に利用できるようにすることによって、銀行や当局がリスクの高いエンティティとの取引(即ち、ミスコンダクトに繋がるような取引)を識別できるようになると期待されているのです。

このように足元の規制動向をみるだけでも、コンダクトリスクに対する当局の対応は一層厳格で複層的なものになってきているといえるでしょう。こうした動きを踏まえると、金融機関においても、コンダクトリスクに対して幾つもの仕組みを通じて管理していくことが必要になっていくと思われます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。